

「直接的支援」について

だれでも初めてのところへ一人で行くのは心細いし、初めてのことを経験するのは不安なものです。

千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害相談員が被害に遭われた方の負担の軽減や回復のお役に立ちたいと情報提供や関係機関等への付き添いを必要に応じて行います。

ご自宅

被害後、外出することが難しい方にはご自宅へ伺ってご相談いたします。

病院

病院での診察・治療・検査等に付き添います。

警察署

警察での事情聴取や被害届を提出するとき等に付き添います。

検察庁

検察庁での事情聴取や公判に係る相談に行くときに付き添います。

裁判所

刑事裁判の傍聴及び証言や意見陳述の際に、裁判所が認めた場合は被害者の傍に付き添います。

法律事務所

弁護士との相談、打ち合わせ等のときに付き添います。

行政機関

県や市町村役場における各種手続きの申請等の際に付き添いをします。

相談・支援…

無料
秘密を守ります

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号

043-225-5450

電話相談

カウンセリング
(要予約)

面接相談
(要予約)

付き添い

※詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル7F

事務局 TEL 043-225-5451
FAX 043-225-5453

ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により作成されています。

事件・事故にあわれた方へ

直接的支援 (付添い支援)

わたしたちは
あなたを支援しています



千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター
相談電話 043-225-5450

被害に遭われた方へ

事件・事故が起きてから、最初のうちは一種のショック状態が続くことが多く、体や心に変調をきたします。

不安や緊張を強く感じることはありませんか。

感情のコントロールがうまくいかないことはありませんか。

食欲がなくなったり、眠れなくなったりしていませんか。

事件そのものがどうしても信じられず、呆然として悲しむことさえできずに過ごす人もいます。でもこれは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、正常なことなのです。

被害を受けた方や、そのご家族の方は、様々な問題や苦悩を抱えています。

「誰かに相談したい。」と思うときは、千葉犯罪被害者支援センターまで電話をおかけください。

あなたの気持ちを受けとめ、あなたのこれからを一緒に考えていきます。

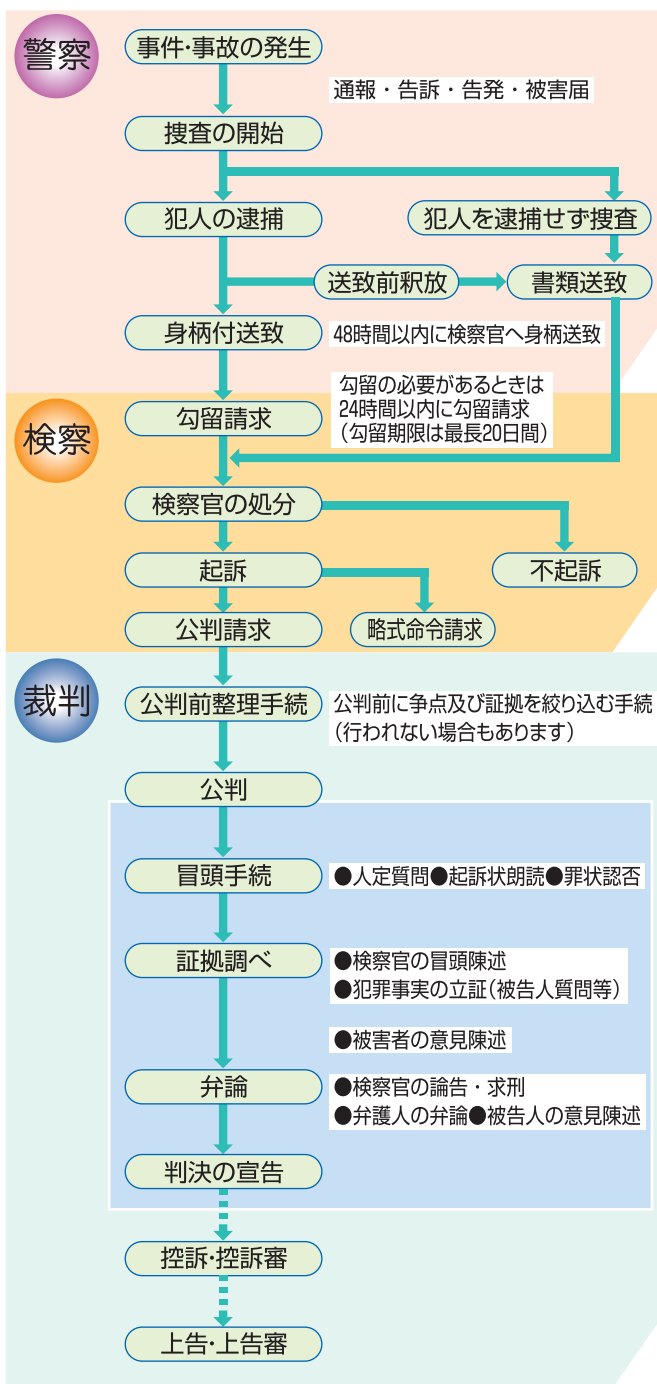
電話相談・カウンセリング

電話での相談を行っています。必要に応じて、継続的なカウンセリングもを行っています。



秘密厳守

刑事手続の流れ（成人）



被害者等が利用できる制度

1 被害者連絡制度

申出により、警察官から、加害者の捜査・逮捕状況、氏名、年齢、処分状況等について、連絡を受けることができます。

2 被害者等通知制度

申出により、検察官から、事件処分の結果（起訴・不起訴）、公判期日・結果、加害者の刑務所での処遇状況、出所時期等について、連絡を受けることができます。

3 被害者参加制度

殺人・性犯罪・逮捕及び監禁、略取・誘拐、自動車運転過失致死傷等の事件の被害の場合は、申出により、検察官を通じ、裁判所の許可を得た上で、法廷内で検察官側の席に座り、一定の範囲内で被告人や証人に直接質問したり、事実関係や法律の適用について意見を述べるすることができます。また、検察官の権限行使について、意見を述べたり、説明を受けることができます。

被害者参加人が一定の資力要件を満たした場合には、国費で被害者参加弁護士を依頼できます。

4 意見陳述制度

被害について今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるすることができます。

5 損害賠償命令制度

刑事裁判で、被告人が有罪となった場合、被害者（遺族）の申立により、引き続き損害賠償請求についての審理を行い、被告人にその賠償を命じることができます。

6 公判記録の閲覧・コピー

申出により、刑事裁判の審理中に、裁判にかかわる記録を見たり、コピー（有料）をすることができます。